

偉人名言集

「やったことは、たとえ失敗しても、
二十年後には笑い話にはできる。
しかし、やらなかったことは、
二十年後には後悔するだけだ。」

マーク・トウェイン

これは、「トム・ソーヤーの冒険」を書いた小説家である、
マーク・トウェインの言葉です。小さなことでも、自分にとって
新しいことや、苦手だったことにひとつずつ挑戦していく
気持ちが大切です。やったことがたとえ失敗だったとしても、
その中から学ぶことでそれが自己成長にもつながります。
今年も新たに自分自身の目標を決め、
新年度も後悔がない一年にしていきましょう!

INFORMATION お知らせ

2016年人事・総務・経理関係の主な法改正

1月

- ・雇用保険手続きにマイナンバーの記載が開始
- ・金融所得一体課税スタート
- ・ジュニアNISAの創設

4月

- ・社会保険料の基礎となる標準報酬月額の上限引き上げ(健康保険のみ)
- ・雇用分野における障害者の差別禁止と合理的配慮の提供義務化
- ・開始事業年度から法人実効税率引下げ
- ・女性活躍促進法施行

10月

- ・パートタイム労働者の社会保険加入要件の拡大
- ① 週所定労働時間20時間以上
- ② 月額賃金88,000円以上
- ③ 勤務期間が1年以上見込み
- ④ 従業員501人以上の企業が対象

11月

- ・初回の職場のストレスチェック実施期限
(従業員50人以上の事業場が対象)



代表・税理士

内藤 克

税務署は令状なしに金庫を開けることができるの？

先日、知り合いの女性社長から「今日、税務署でさんざんな目にあったの。こんなのアリかしら？」と連絡がありました。話を聞いてみると、その会社は70万円ほどの消費税を滞納していました。そのため税務署は何度も督促や訪問を繰り返していたらしいのですが、会社は引越し後の郵便転送の手続きをしておらず、何回電話をしても社長と連絡が取れなかったそうです。社長が税務署に行くとき「本日中に払えるかいま回答してください。さもなければ捜索(強制捜査)の手続きに入ります」といわれ「今日は無理ですが来週中に何とかします」といったら「それでは差押の手続きに入るので、すべての予定をキャンセルして今から自宅に連れて行ってください。」といわれ税務署員4人と自宅に向かいました。本来、会社の滞納税額について社長個人が責任を負うことはありませんが、社長の自宅に会社の財産がある場合や、社長に対して貸付金を有している場合は自宅の財産も差押の対象になります。

国税徴収法142条には「徴収職員は、滞納処分のため必要

があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる」と定められており、裁判所の令状なしに捜索して財産を差し押さえすることができるのです。

通常は徴収官が取立てに行くと納税者が不在であれば「不在票」を置いてきます。この段階で税務署と交渉すれば3ヶ月から6ヶ月の分割払いが可能です。しかしそれでも連絡が来ないと「差し押さえ予告書」を発行し財産調査を開始します。この段階でもまだ交渉は可能です。しかし何の音沙汰もないと「逃亡」扱いになるのでしょうか、急に厳しくなります。

「徴収職員は、滞納者が開扉の求めに応じないとき、不在のとき等やむを得ないときは、自ら開くことができる」とも規定されています。

納付が困難でも連絡は必ず取れる状況にしておくことが重要です。

働き方の再考を

昨年末から話題になっているマイナンバー制度がいよいよ開始されました。これにより社会保障、税、災害対策の3分野を皮切りに利用が拡大されていくことになります。それと同時に昨年12月から**ストレスチェック制度**もスタートしているのをご存知でしょうか?(労働者50人以上義務化) 精神疾患による労災申請件数(*1456件)および支給決定件数(*497件)が増加するなか労働者のメンタルヘルス不調を事前に予防することを目的に創設されました。ストレスに関する質問に労働者が回答し、医師の面接指導が必要かどうかを評価する検査となっています。

基本的に全労働者の受診が望ましいとされていますが一般健康診断とは異なり労働者に受診の義務はありません。また、1次予防を目的としているため、受診結果も本人のみに通知され面接指導をうけるかも本人の判断に任せられます。会社にとっては対応の難しい制度と言えますが、社内のメンタルヘルス問題の取り組み姿勢が問われることとなるでしょう。

また、4月には**女性活躍促進法(301人以上義務化)**が施行されます。この法律は「女性の採用比率」「勤続年数の男女差」「労働時間」「女性管理職比率」をはじめとした状況を把握し、女性の活躍を推進するための行動を促すことが期待されています。

さらにその他にも①年次有給休暇の取得促進(5日間の取得義務化)、②60時間超時間外労働の割増率5割増の中小企業への適用などの**長時間労働の抑制策**や③高度プロフェSSIONAL制度(労働時間、休日、深夜の適用除外)や④フレックスタイム制の見直し(清算期間の延長)などの**働き方の多様化**に向けた取り組みなど法改正が目白押しに検討されています。

人材確保に成功した会社しか生き残れないと言われていた時代です。2016年はこれまでの慣習にとらわれることなく、環境の変化に応じた自社流の働き方を再考したいものです。



特定社会保険労務士

黒川 健吾

離婚について考える



司法書士

西田 誠

最近、身近な人から離婚の相談をうけることが多くなっています。一刻も早く別れたいという方が多いのですが、離婚の話し合いをするには相当のエネルギーが必要となります。そこで、離婚する方法「協議離婚」、「調停離婚」「裁判離婚」の3種類を説明します。

①協議離婚

これは、夫婦双方の間で離婚に関する合意がすでに出来ている場合に市区町村に届け出ることによって成立する離婚です。テレビドラマでもよく登場する「あの緑色の用紙」に記載するものです。全体の90%以上が協議離婚といわれていますが、離婚後の条件等が明確にされていないケースが多く、離婚の届出のほかに、当事者間で合意したことを公正証書にして残しておくことがいいでしょう。

②調停離婚

協議では離婚条件が整わない場合は、家庭裁判所の助けを借りることが必要になります。これを調停離婚といいます。調停を行う場合は、夫婦の一方が、その相手方の住所を管轄とする家庭裁判所に調停の申し立てをする必要があります。そして、

裁判官や調停委員の意見や、双方の言い分を聞いて、話し合いによる合意が成立したときに調停は成立します。また、裁判離婚をする前提として、必ずこの調停をおこなわなければならないことになっています。

③裁判離婚

調停でも合意に達することができなかった場合、家庭裁判所に訴訟を提起する裁判離婚の段階になります。裁判離婚は民法770条1項にその離婚原因の5項目が限定されています。

- ・配偶者の不貞
- ・配偶者の悪意の遺棄
- ・配偶者の3年以上の生死不明
- ・配偶者の回復の見込みのない強度の精神病
- ・その他婚姻を継続しがたい重大な事由があるとき

最後に、協議離婚において離婚届を市区町村に提出することは、夫婦双方の署名捺印と証人2名の署名捺印があれば簡単にできます。しかし、離婚条件を口頭の約束だけにしておくとあとでトラブルになることが多いので、必ず公証役場で公正証書を作成することをお勧めします。

知的財産によるCTスキャン

企業の構成母体は人・物・金といわれます。

そのうち物は大事な経営資産となり、有体物と無体物に分類されます。

一方の有体物は、不動産、機械、商品等の目に見える物で、認識しやすい物です。

他方の無体物は、発明、ノーハウ、ソフトウェア、デザイン、トレードマーク、営業秘密等の目に見えない物で、認識しにくい物です。

この無体物中に含まれる知的財産はそれぞれを管轄する法律によって保護されています。

この知的財産のうちメジャーなものは、発明・考案・意匠・商標からなる産業財産権と、著作権が挙げられます。

スマートフォンについて説明しますと、発明・考案はスマホの各種の機能を実現する技術面からの保護であり、意匠はスマホの形状についてのデザイン面からの保護であり、商標はスマホにつけられているネーミング面からの保護であり、著作権はスマホにインストールされている種々のアプリのソフトの

プログラミング面からの保護であります。

例示しました知的財産につきましては、企業毎に必ず存在しますし、当該知的財産を賢く活用した企業経営によりまして、格段の進歩を図ることが出来ます。

そのためには、企業における現在の知的財産の存在をCTスキャンして明確に把握し、今後の経営に活用することが肝要であります。

発明・考案について具体的に説明しますと、商品や製品に対して、技術的な側面から市場における優位性を検討し、優位性がある場合には、既に特許権として保護されているか、特許権の存在によって競業他社との差別化が図られているか、当該商品のシェアや販売価格に反映されているか、当該特許権の権利期間はいつまでであるか、次の発明を生む手当がなされているか等を克明に検討することが肝要であります。

他の知的財産についても同様に検討し、企業単位のトータルなCTスキャンを実行して、知的財産の見える化を図ることにより、企業活動の活性化を促進致しましょう。



弁理士

伊藤 高英

[税 務]

■ 税制改正大綱

昨年末に自民・公明両党で税制改正大綱が決定されました。法人税減税と消費税増税時の軽減税率導入が目玉になっています。法人実効税率は、平成28年4月1日以降開始事業年度から29.97%に引下げになり、目標の20%台になります。

来年4月の消費税増税と同時に導入される軽減税率については、酒類と外食を除いた、生鮮食品と加工食品のほか、定期購読の契約をした新聞に適用することなどが盛り込まれました。軽減税率導入から4年後の平成33年度から、納税額を正確に計算するため税率や税額を記載するインボイス方式が導入されます。マイナンバー導入によりシステム対応に追われた昨年でしたが、また近い将来、この方式に対応するためシステム対応に迫られることになりそうです。

+1 プラスワン解説【税務】

今回の税制改正大綱では、法人税引き下げ、軽減税率導入といった減税項目が目目されていますが、そのほかにも多くの改正項目が盛り込まれています。企業版ふるさと納税の創設、空き家対策として譲渡所得の3,000万円控除の特例の創設、変わった

[労 務]

■ 雇用保険手続のマイナンバー記入について

昨年の10月から通知が始まっているマイナンバーですが、通知カードの配達遅れもあり、これから収集を始める会社も多いと思います。しかし、雇用保険関係書類へのマイナンバーの記載義務は既に始まっており、収集が間に合わない場合はどうするか、会社で保管している雇用保険資格喪失届は使用できるのかなど、どのように手続を進めるか迷っている方も多いと思います。

ハローワークでは、「個人番号登録・変更届書」を後日提出することで、旧様式での提出を認めています。さらにマイナンバーの記載欄がある新様式においても、同様の届出をすれば提出時の記載が無くても届出は受理されます。マイナンバーの収集が間に合わない場合でも、届出の期日を優先させ、まずは通常通りのタイミングで届出を進めることが大切です。

[法 務]

■ 空き家問題無料電話相談開設（東京司法書士会）

2015年12月19日、10時から16時半、東京司法書士会は空き家についてのさまざまな疑問や不安に応える電話相談会を開きました。

所有者が転居したり、死去したりした後に放置される空き家の増加は全国的に問題となっており、2015年5月には空家対策特別措置法が全面施行されました。

東京司法書士会は「空き家管理の問題解決の一助になれば」としています。

たとえば、

- ・空き家を相続したがどうすればよいか
- ・自宅を継いでくれる人がいない
- ・近隣の空き家が放置されて困っている

等の疑問や不安について、担当司法書士が応じ、必要な助言をいたしました。

ものとしては、平成29年1月4日から国税をクレジットカードで納付することができるようになる予定です。いずれも現時点では改正案ですので、この後、通常国会を通じて正式に決定となります。

新人紹介

ひでと
昨年10月、税理士法人に入社しました、高橋栄人と申します。これまで、信託銀行にてリテール営業、会計事務所での勤務を経験してきました。

今までの経験をもとに、会社の経営から個人のご相談までワンストップで解決できるようなパートナーになりたいと思います。



つちだいすけ
10月、税理士法人に入社致しました、槌大輔と申します。新卒で都内の信用金庫に入社し3年半、主に法人融資、不動産融資に携わってまいりました。信用金庫での営業の経験を活かし、お客様の悩みを共に解決し、信頼しあえる関係を築いていけるよう努めていきたいと思っています。



プライバシーマーク取得のお知らせ

社労士法人では昨年12月にプライバシーマーク（個人情報保護に関して一定の要件を満たした事業者に対し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）により使用を認められる登録商標）を取得しました。今後もお客様に安心して頂けるよう、セキュリティ体制の強化に努めて参ります。



<編集発行>



〒104-0061 東京都中央区銀座5-11-14 POSCO東京ビル4階
(代表)TEL.03-3545-2415
<http://www.s-arc.com>